

日永浄化センター第4系統
基本設計及びDB発注支援業務委託

特記仕様書

令和3年度

四日市市上下水道局

日永浄化センター第4系統基本設計及びDB発注支援業務委託
特記仕様書

第1節 共通事項

1. 業務の目的

本業務は、四日市市上下水道局が管理する日永浄化センター第4系統について、第2系列（第3, 4水路）のプラント設備の増設をDB方式で発注するにあたり支援を行うものである。また、支援に合わせ浄化センターの基本設計見直しを行うものである。

2. 費用の負担

業務の検査、調査などに伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

3. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

4. 中立性の堅持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

5. 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

6. 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

7. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって発注者の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

(1) 着手届 (2) 工程表 (3) 管理技術者届 (4) 業務計画書 (5) 完了届

業務計画書は、工程表、業務担当割、担当者連絡先、品質管理体制、緊急連絡体制、協議が想定される関係官公庁等も記載をすること。

8. 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、上下水道部門技術士（下水道）とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

(3) 照査技術者は、上下水道部門技術士（下水道）とし、業務の全般にわたり技術的照査を行わなければならない。

(4) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

(5) 検討業務等着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）及び業務の区切りにおける中間協議には、管理技術者が出席するものとする。

9. 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

10. 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

11. 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務完了とする。

12. 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容の協議書を作成し遅滞なく報告しなければならない。また、あらかじめ想定される協議を整理し発注者へ報告すること。関係官公庁等との連絡調整も受託者が主体となって行い目的達成に必要な会議等を開くこと。

13. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

14. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者の協議によるものとする。

第2節 業務一般

1. 一般的事項

- (1) 業務の実施に当って、受託者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 検討業務着手時及び検討業務の主要な区切りにおいて、受託者と発注者は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2. 業務上の疑義

業務上疑義の生じた場合は、係員と協議の上、これらの解決に当らなければならない。

3. 検討業務の資料

検討業務の根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

4. 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、既設設備完成図書等を所定の手続きによって貸与する。

5. 参考文献の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名、該当頁等を明記しなければならない。

7. 現地調査

受託者は、現地を踏査し、下記事項について確認しておかなければならない。

地形、その他（用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等）、関連管渠等の位置、形状、管低高、放流先の状況、その他検討に必要な事項

第3節 検討対象

1. 次の施設を検討対象とする。

(1) 日永浄化センター第4系統

供用開始 平成28年（第4系統）

位 置 四日市市日永東二丁目1360

排除方式 分流式

処理方式 汚水 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過法

汚泥 濃縮→脱水→焼却→有効利用

能 力 全体 52,500m³/日

現有 15,000m³/日

今回 15,000m³/日

※ただし、土木躯体は整備済みである。

第4節 業務内容

1. 基本設計の見直し

過年度において日永浄化センター第4系統の全体計画が以下の表の通り変更され、当初基本設計時と諸条件が変更されているため、各設備の能力・台数等の見直しを行う。

①諸条件の変更前後比較表

項目	当初計画	現計画
全体計画水量	60,000 m ³ /日	52,500 m ³ /日
BOD	161 mg/L	178 mg/L
COD	90 mg/L	127 mg/L
SS	126 mg/L	136 mg/L
T-N	27.6 mg/L	35.0 mg/L
T-P	4.1 mg/L	4.02 mg/L

②設計対象施設一覧表

施設名称	土木	建築	機械	電気	備考
最初沈殿池	—	—	○	○	※1
反応タンク	—	—	○	○	※1
最終沈殿池	—	—	○	○	※1
汚水ポンプ	—	—	○	○	※2
放流ポンプ	—	—	○	○	※2
消毒施設	—	—	○	○	※2
処理水再利用施設	—	—	○	○	※2
送風機施設	—	—	○	○	※2
独立管廊	—	—	○	○	※2

※1：設計対象水量は15,000m³/日（日最大）とする

※2：設計対象水量は全体計画水量から既存設備能力を指し引いた水量とする

※：汚泥処理は日永浄化センター第3系統に送泥し集約処理を行っている。その処理により発生した脱離液を返流水として考慮すること。

2. DB方式発注支援

DB方式で発注するにあたり以下の事項を行う。

2-1 公告資料の作成支援

- ・選定方式、スケジュール、参加資格要件を踏まえた入札説明書の作成支援
- ・事業のリスクやDBにおける出来高の検査方法を踏まえた契約書の作成支援
- ・技術提案の評価方法、ヒアリングの実施方法などを検討し、技術提案実施要領等、落札者決定基準の作成支援

2-2 要求水準書の作成支援

- ・DB方式発注範囲の選定支援（増設設備の対象範囲、市側との責任分界点等）
 - ・予定価格算定に必要となる概略設計・予備設計を行い、概算数量及び予定価格の算出
 - ・基本設計の内容を踏まえ、設計図・諸元等の関連資料を含む要求水準書の作成支援
- 2-3 DB事業者の選定手続きの支援
- ・DB事業者の選定に至るまでのスケジュール作成
- 2-4 DB事業の履行監視やモニタリング方法の検討
- ・DB事業を適正に履行監視するため、本市上下水道局が実施するモニタリングの方法、体制等を検討する。

3. 報告書の作成

上記までの検討結果についてとりまとめ、報告書を作成する。

4. 成果品

本業務の成果品及び提出部数は、次のとおりとする。

4-1 基本設計図書

- ・見直内容概要 3部
- ・報告書 3部

4-2 DB方式発注支援

- ・報告書 3部
- ・DB発注書類（案） 3部

（公表資料、入札説明書、契約書、技術提案実施要領、落札者決定基準、要求水準書、様式集、質疑回答書、審査結果公表資料）

- ・打合せ議事録 1部
- ・報告書等電子データ 1式

第5節 個人情報取扱事項

業務にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

〔別紙〕 個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第

三者に再提供してはならない。

- 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

- 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
 - 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

- 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
 - (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
 - (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
 - 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に請け負わせたときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
 - 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

- 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第 1 1 乙は、条例第 44 条、第 45 条、第 47 条及び第 48 条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第 1 2 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第 1 3 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 1 4 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を含む。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）(1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。